

令和8年度 平川市

# 創業支援事業 補助金



地域産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、市内で新たに創業を行うために必要な設備等の導入等を行う者に対して経費の一部を補助します。

## 対象者 対象者

市内で新たに創業する者が対象となります。  
また、金融機関から融資を受けて行う事業であり、かつ3年以上継続して営業することが見込まれる事業が対象となります。

## 限度額

50万円

## 補助金額

補助対象経費の2分の1以内（他の補助金等を併用する場合は、それを控除した額の2分の1）

◎補助対象経費（消費税は含まない）  
広告宣伝費、印刷製本費、委託費、  
備品購入費、工事請負費

## 条件

- ・住民税等に滞納がないこと
- ・市内に店舗または事業所を設置しようとしている者であること
- ・特定創業支援等事業を受講完了している、または完了する見込みがあること 等

## 問合せ先

平川市経済部  
商工観光課 商工政策係  
電話：0172-55-5732



詳細はこちらを  
ご確認ください！

申請の流れは裏面をご覧ください

# 申請手続きの流れ

STEP  
01



## 申請書の提出

下記の申請書類を提出してください。

①事業認定申請書②住民税等収納状況調査同意書（市外に住所を置く申請者は、世帯員全員分の納税証明書）

③廃業後に申請する場合は、税務署に提出した廃業届の写し

※この他に書類提出を求める場合があります。

※認定決定後から事業に着手できます。

STEP  
02



## 営業開始届の提出

認定日から1年以内に営業を開始し、速やかに「**営業開始届**」を提出してください。

STEP  
03



## 補助金交付申請の提出

**事業者認定から1年経過後**に下記の申請書類を提出してください。

①交付申請書兼実績報告書②領収書または支払いを証明する書類の写し③実施状況を示す写真④融資証明書等の写し⑤特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し⑥事業に関連する営業許可証等の写し⑦商工会等の会員であることを示す書類の写し⑧住民税等収納状況調査同意書（市外に住所を置く申請者は、世帯員全員分の納税証明書）

※この他に書類提出を求める場合があります。

※交付額確定通知書を受領した後、補助金交付請求書と振込先通帳の写しを速やかに提出してください。

STEP  
04



## 事業状況報告

補助金を交付された年度の翌年度から起算して**3年間**、**事業状況報告書を毎年4月末までに提出**をしてください。

### 留意点

- ・すでに創業（開業届済、法人設立済）している方は、対象外となります。
- ・国や県等の他の補助制度との併用は可能です。ただし、同一費目に対する重複利用は認められません。